

第7次白川町行財政改革大綱

令和6年度～令和10年度

令和6年3月策定

岐阜県加茂郡白川町

目 次

I	行財政改革の必要性と基本方針	2
1.	行財政改革の必要性	2
2.	行財政改革の基本方針	3
II	基本的な取り組み姿勢	4
III	改革の推進目標と主要施策	5
1.	事務事業の見直し	5
(1)	事務事業の整理合理化	
(2)	手続の簡素化・質の高い行政サービスの提供	
(3)	民間委託等の推進	
(4)	補助金等の整理合理化	
2.	組織・機構改革	7
(1)	効率的な組織の構築	
(2)	委員会・審議会・協議会等の整理合理化	
(3)	定員適正化計画による定員管理	
(4)	人件費・給与等の適正化の推進	
3.	財政健全化の推進	8
(1)	経費の節減・自主財源の確保等	
(2)	受益者負担の適正化	
(3)	経費支出の見直し	
(4)	公営企業等の経営健全化	
(5)	第3セクター等の見直し	
(6)	公共施設の統合・管理等	
4.	行政運営改革	11
(1)	内部評価制度等の検討	
(2)	情報公開の推進と情報の共有化	
(3)	協働推進体制の充実・定住化の促進	
5.	職員の意識改革	12
(1)	職員の能力開発及び資質の向上	
(2)	目標意識の徹底	

I 行財政改革の必要性と基本方針

1. 行財政改革の必要性

白川町では、昭和60年に「白川町行政改革大綱」を策定して以来、令和元年度までに6次にわたる「行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しによる経費の削減や計画的な職員数の削減など、その時代にあった行政改革に取り組んできました。美濃加茂市との合併破綻を受け策定された第4次大綱は、とりわけ厳しい姿勢で改革に取り組み、それ以降もその姿勢を継承し、職員数の大幅な削減、機構改革、IT化、行政評価、指定管理者制度、アウトソーシングの拡大、補助金の見直し等々、行財政改革に一定の成果をあげてきました。

【これまでの行財政改革の取組み】

第1次白川町行財政改革大綱（昭和60年度～平成2年度）

第2次白川町行財政改革大綱（平成8年度～平成10年度）

第3次白川町行財政改革大綱（平成11年度～平成15年度）

第4次白川町行財政改革大綱（平成17年度～平成21年度）

第5次白川町行財政改革大綱（平成22年度～平成26年度）

第6次白川町行財政改革大綱（平成27年度～令和元年度）

【第6次行財政改革大綱実施計画の達成状況（評価）】

※令和5年12月現在



第6次大綱計画期間末期、第7次大綱策定を目指す矢先に新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、今後の行財政のあり方にも大きな影響を与えました。DX（デジタルトランスフォーメーション）¹による変革が急速に推進され、また、時期を同じくして役場庁舎の整備計画が具体化する中で、庁舎整備に則した行財政改革案

¹ DX（デジタルトランスフォーメーション）：進化したデジタル技術を浸透させることにより、人々の生活をより良い方向に変革することを言い、蓄積されたデータや様々なデジタル技術を活用して業務の効率化や行政サービスの改善を行うことによって、住民により利便性の高い社会を提供する取り組みです。

の検討が必要ともなりました。これにより、第7次行財政改革大綱は策定時期を繰り下げ、引き続き第6次大綱に沿って行財政改革に取り組んできました。

昨年5月、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが第5類に引き下げられ、令和2年2月以降続いた法律による制限下の生活から、制限のない平常の生活に戻りました。

制限のない生活を取り戻したものの、昨年12月、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した2050年の推計人口で、本町は2020年からの減少率が58.2%と県内で最も高い結果となり、少子高齢化・人口減少の進行により生産年齢人口の減少と老年人口率の増加の傾向は、一層顕著になることが示されました。

生産年齢人口の減少は、そのまま税収の減少に直結し、一方で老年人口率の増加により医療、介護の社会保障費の増大は進み、一層厳しい財政運営を余儀なくされることとなります。また、担い手の不足により地域社会の構造や経済活動も大きく変化することが予想されます。

目まぐるしく変化する社会情勢にあって、人々の価値観も多様化、複雑化し、それと同時に行政需要も多種多様化しています。

また、いよいよ着工となる新庁舎建設は、来庁される全ての方にとって利便性の高い役場に生まれ変わる機会としなければなりません。

行政を取り巻く環境が大きく変化する中、その変化に対応し、多様なニーズに応えるためには、これまでの取り組みや体制を見直し、事務事業の一層の効率化を実施し、持続可能な行財政運営を推進していく必要があります。

2. 行財政改革の基本方針

第7次行財政改革大綱の策定にあたっては、第6次大綱の行財政改革の基本理念を引き継ぐこととしております。国や地方の動向、財政事情、さらには新庁舎移転等を考慮しつつ、「最小の経費で最大の効果をあげ、町民の幸福度を上げる」ため、「攻め」と「守り」のバランスを意識しながら各施策をまとめました。

なお、この大綱に掲げる実施事項については、別に5カ年に係る実施計画を策定し、着実な推進と適切な進行管理を行うこととします。

実施期間 令和6年度から令和10年度

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
町長任期																
総合計画																
行財政改革大綱																

Ⅱ 基本的な取り組み姿勢

人口減少や家族形態、人々の意識の変化等により、地域社会を支えてきたコミュニティの活力の低下が見られるとともに、人口構造の変化だけではなく、Society5.0²の到来など新技術の進展、人々の働き方や生き方の変化・多様化が進んでおり、現在までに形成されてきた行政サービスの内容や提供方法では制度疲労により立ち行かなくなるなど、これまでになかった課題が顕在化することが見込まれます。そのような中であっても、将来にわたり、生活を支える行政サービスを持続的に提供していかなければなりません。国は、行政サービスの持続可能性を保つには、住民に身近で、地域課題に総合的に対応する地方公共団体の役割がますます重要であり、それぞれの置かれている状況を踏まえつつ、新たな発想も取り入れながら地域の実情に応じた解決策を実行していく必要があるとして、地方分権を推進しています。言い換えれば、自ら考え、実行することができ、自由度が高まる一方、自己責任において行政を進めなければなりません。

こうした社会の潮流に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化していく必要があります。厳しい行財政環境の中で、限られた財政資源を有効に活用し、「最少の経費で最大の効果をあげる」という地方自治運営の基本原則に従い、サービス精神と経営感覚に立脚した行政を進めることがますます重要になってきます。既存の枠組みや従来の発想にとらわれず、町民のみなさんの理解と協力を得ながら、地域の課題を共有しつつ、持続可能なまちづくりに向け、「活力をカタチに みんなの思いが 活きる つながる 広がるまち」の実現をめざします。

今回の大綱では、第6次総合計画の基本目標3「最新技術と情報を安心・安全な暮らしに活かす」によるDXの推進と、基本目標4「住み続ける人、住みたい人の良さ、つながりを活かす」による活動人口、関係人口³の創出と職員の資質向上に着目し、これらの推進により「まちの創生」、「ひとの創生」を進め、複雑化・多様化するニーズに対応していきます。

改革の実施にあたっては、前大綱に引き続き次の5つの基本項目を設定し、DXの推進及び関係人口の創出については、各項目で横断的に取り組むこととしています。

1. 事務事業の見直し
2. 組織・機構改革
3. 財政健全化の推進
4. 行政運営改革
5. 職員の意識改革

² Society5.0：狩猟社会（Society1.0）農耕社会（Society2.0）工業社会（Society3.0）情報社会（Society4.0）に続く新たな社会で、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

³ 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない居住はしていないが特定の地域やその地域の人々と継続的に多様な形で関わる人のことを指します。地域外の人材である関係人口が地域づくりの担い手として活躍することが期待されています。

なお、計画の推進にあたっては、全庁的に取り組むものとし、計画の推進状況は町民のみなさんにもわかりやすく公表していくこととします。また、計画内容については、社会経済情勢や町民ニーズの変化に対応して毎年見直しを行うものとし、

Ⅲ 改革の推進目標と主要施策

1. 事務事業の見直し

財政基盤の健全化に向け、無駄はないのか、限られた財源を有効に使っているかを町民目線で点検、評価することで事務事業を見直し、効率化・合理化を進めて経費の節減を図ります。また、直接的な費用の削減だけでなく、事務処理の方式、必要性なども再検討し、総合的に経費削減に努めます。

見直しにあたっては、デジタル技術の活用により多様な町民ニーズに応え、より便利で質の高い行政サービスの提供が可能となるよう取り組みます。

さらに費用対効果等の面から民間に委託すべき事業について長期的な視野に立って検討を進めます。

広域行政による効率化を図るための「定住自立圏⁴事業」については、人口減少と職員の減少が見込まれる将来を見据え、広域事務とすることに利点がある事業等の研究を進め積極的に提言しながら取り組むこととします。

(1) 事務事業の整理合理化

- ① 事務処理マニュアル（スケジュール、手順、手続、システム操作など）を作成し、職員間の事務引き継ぎが確実、容易にできる体制整備とともに、それらマニュアルや手続フローをホームページへ掲載することにより、町民等は問合せが不要となり、かつ職員は問合せ対応にかかる時間を縮減できる、双方にとって合理的な体制整備を進めます。
- ② 複数の業者に随意契約で発注している点検業務等、公共施設・設備の維持管理業務（経常的な委託業務）の一元化、見直しを進めます。
- ③ 年間行事予定を早期に作成配布し、行事の調整を進めるとともに、各種の行事・イベントの統合と見直しを進めます。

⁴ 定住自立圏：「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。

- ④ 外郭団体の事務局の在り方の検討を進めるとともに、会計事務等のチェック機能の強化を図ります。
- ⑤ 文書の検索性を高め、事務効率を向上させるため、公文書等の電子的管理の導入について検討を進めるとともに、紙媒体の効率的・効果的な管理を進めます。
- ⑥ 期日前投票を含む投開票事務の見直しによる効率化及び適正な人員配置を検討し、事務従事者の負担軽減や選挙実施経費の縮減を図ります。

(2) 手続の簡素化・質の高い行政サービスの提供

- ① 町民の利便性向上と行政の効率化を進めるため、マイナンバーの独自利用について研究を進めます。
- ② 窓口でのタブレット端末を用いた「書かない窓口」や、場所と時間を選ばないオンライン手続による「行かない役場」の実現のため、導入可能な手続から積極的に電子申請を活用し、町民等の利便性向上と行政DXの推進に努めます。
- ③ 定住自立圏事業等により、圏域公共交通基本構想に基づく公共交通サービスの実現や児童生徒の健診システム等の取組みを進め、行政サービスの向上、事務の効率化を図るほか、将来的に広域事務とすべき事務事業について研究を進めます。
- ④ デジタル技術を用いた手続等の業務効率化を進めることで、福祉サービスや町民との対話など必要な場面では対面の機会を増やすなど、付加価値の高い業務に従事する時間の創出に努めます。
- ⑤ 新庁舎における窓口機能のワンフロア化にあわせ利便性の高いフロントヤード改革⁵を推進します。
- ⑥ 路線バスとオンデマンドバス⁶を組み合わせた地域公共交通の予約から目的地到着後の支払いまでをデジタル化し、利便性向上を図ります。

(3) 民間委託等の推進

- ① 民間委託している業務について検証、評価を行うとともに、新たに委託できる業務について検討します。
- ② 公共施設等の簡易な維持管理業務についてシルバー人材センターの活用を図ります。
- ③ まちづくりに取り組む団体との連携を強化し、直営によらない公共サービスを推進します。

(4) 補助金等の整理合理化

- ① 既存の町単独補助金について検証、評価を行い、必要に応じて補助要件、補助率

⁵ フロントヤード改革：住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めることを指し、行政サービスの利便性向上と効率化を目指す重要な取り組みで、マイナンバーカードの活用による接点の多様化・充実化、紙からデータへの移行、そして庁舎空間の再定義という3つの視点から取組が進められています。

⁶ オンデマンドバス：相乗りで利用する予約制の交通方式を採用したバスのことで、利用者の予約に応じる形で、運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通です。利用者の要求（demand）に応じて運行される公共交通であることからこう呼ばれています。

などの内容について見直します。

- ② アフターコロナの地域活力の底上げとして、小規模な起業家、事業者を支援する補助制度や魅力発信に係る事業を助成する仕組みづくりを検討します。

2. 組織・機構改革

年々事務量が増大する中、限られた人員で行政サービスを低下させずに行政運営を進めるためには、職員一人一人の資質の向上はもちろんですが、専門職の配置や従前の考え方にとらわれることのない柔軟に対応できる体制の整備が求められます。あらゆる「枠」とらわれることなく、必要に応じた体制がとれるよう努めます。

(1) 効率的な組織の構築

- ① 消防団員定数を見直すとともに、消防機材の適正配置、消防行事の見直し等の検討を進め、持続可能な消防団への体制整備を推進します。
- ② 行政サービスの維持・向上を図るため、採用年齢の上限を緩和し、社会経験の豊富な即戦力職員や専門的知識を有する者など、多様な人材の確保に努めます。
- ③ 役職定年後の職員の豊かな知識と経験を活かす配置を行うとともに、専門的知識を有する職員については退職後も暫定再任用⁷や会計年度任用職員⁸等として任用し、職員の知識、技術の伝承及び習得を進めます。
- ④ デジタルツールの活用などにより出張所で全ての行政手続が行える体制づくりを検討するとともに、出張所機能の強化を図ります。
- ⑤ 新庁舎への移転に伴い、町民に分かりやすく利用しやすい組織へと再編します。
- ⑥ 課内人事異動の積極的な活用と、業務の状況に応じた時限的なチームによる対応を検討するなど、係間の応援態勢を構築します。

(2) 委員会・審議会・協議会等の整理合理化

- ① 会議の開催日、時間、場所、オンライン会議の活用等実施方法を工夫し、女性や若い年代層の委員の選任にも配慮しながら幅広い層の意見聴取に努めます。
- ② 活動量と定員について再検討し、各種協議会・委員会の統合や、定数の見直しを進め、形式的に開催する委員会・協議会は廃止を検討し、それらに替わる意見聴取の手段としてデジタル技術の利活用を進めます。

⁷ 暫定再任用：令和5年度以降、定年年齢の引上げに伴い従来の再任用制度の廃止を踏まえ、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、従来の再任用制度を基本として、定年が段階的に引き上げられる経過期間において定年退職日以降65歳までの間で採用することができるよう新設された制度です。

⁸ 会計年度任用職員：地方公務員法の改正により令和2年度から制度化された職で、1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を最長の任期として任用される、非常勤の地方公務員です。これまでの臨時的任用職員や非常勤の特別職員と比べて、休暇、福利厚生、手当等が拡充された一方で、地方公務員として地方公務員法が適用されることから、条件付き採用や懲戒処分、その他地方公務員法に定める服務規律が適用となります。

(3) 定員適正化計画による定員管理

事務事業の見直し等を図り、新たな定員管理指標や適正な定員管理に努めます。

第6次大綱における実施期間終期である令和元年度末の目標職員数は120人で、実数は目標値と同数でした。

以降、地方公務員法の改正により65歳まで定年が延長され、また育児・介護休業法の改正に伴い、仕事と育児や介護を両立できる雇用環境整備等が義務化されるなど、労務環境は急速に変化しています。こうした変化に対応し、柔軟な職員定数管理が可能となるよう、類似団体との比較数値等を参考に職員定数を見直し、令和6年度から125人を135人に引き上げることとしております。これにより、弾力的な人員配置を時期、事業の内容等にあわせ効果的に行います。

【具体的な目標値】

令和10年度目標職員数 130人(+5)

5年前の職員数 令和元年	令和6年度の職員数	5年後の計画職員数 令和10年
120人	125人	130人

- ① 令和元年度職員目標数を引き上げ、柔軟な職員定数管理を可能とする定員適正化計画を策定します。

(4) 人件費・給与等の適正化の推進

- ① 職責に応じた格付けを行うとともに、家庭の事情や心身に不調のある職員の希望降格制度の活用を図ります。(事情により降格制度を利用した職員が、その事情が解消した際に制度利用停止ができる運用を検討します。)
- ② 時間外手当の適正な支給と管理、あわせて代休(年休)の取得しやすい環境を整備します。(平均年休取得日数 現行7日→令和10年10日をめざします。)
- ③ 人事評価を勤勉手当や昇格等の処遇に反映します。

3. 財政健全化の推進

加速する人口減少により税収は減少する傾向にありますが、視野を広げ、情報を駆使して自主財源の確保に努めます。国が行う地方の活力を高めるための「地方創生」の各支援施策も有効に活用しながら、地域の特性を活かした個性的な事業に取り組みます。第6次総合計画に基づくKPI(重要業績評価)⁹の実施により、施策・事業の

⁹ KPI: 組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味し、達成状況を定点観測することで、目標達成に向けた組織のパフォーマンスの動向を把握できるようになります。

改善及び無駄の削減などを個別具体的に検討し、収支の均衡が図られるよう財政規模の圧縮を図ります。また、健全な行財政運営に努めることはもちろん、財政健全化法に示す指標等により町の財政状況をわかりやすく町民に伝えるよう努力します。

第3セクターの見直しや公共施設の統合等についても地域の方々に意見を求めながら将来を見越して積極的に検討します。

(1) 経費の節減・自主財源の確保等

- ① ふるさと納税の確保に向け、返礼品取扱事業者を集めた会議を定期開催し、返礼品の魅力アップを図るとともに、返礼品を通じ白川町の魅力発信につなげます。
- ② 町有財産を有効に活用するため、遊休土地の計画的な処分や賃借料・借地について見直しを行います。また、公用車等を処分する際は、競売を行うなど財政負担の軽減に努めます。
- ③ 町道、林道及び作業道の維持修繕について軽微なものは、業者委託せず道路維持作業員による対応や現物支給を行い修繕費の削減に努めます。
- ④ 町税、各種保険料、水道料金等、各徴収担当で滞納整理のノウハウや情報の共有を行い、滞納整理を強化します。
- ⑤ 町内各地に常設型リサイクルステーションの整備・運用を図るとともに、廃プラスチックの分別収集を行うことで再資源化への取組みを強化し、ごみ減量による処理費用の削減に努めます。

(2) 受益者負担の適正化

- ① 公共施設の使用料については、近隣の町村の使用料等を参考としつつ、維持管理にかかる費用等の視点から適正価格を検証し見直しを行います。あわせて減免基準の見直しも行います。
- ② 高齢者世帯、独居世帯（非課税世帯）の負担軽減の見直しと、水道使用料や住宅使用料、ゴミ収集手数料、健康診査徴収金などについて、費用に見合う料金への見直しについて検討します。
- ③ 子育て支援家賃補助事業等、受益者が特定化している事業は、政策としての意義と公平性の観点から、受益者の意見を聞きつつ継続・廃止・新事業への移行を検討します。

(3) 経費支出の見直し

- ① DXにより「書かない窓口」を推進しペーパーレスを進めるとともに、コピー機などの稼働状況等を検証、評価し、プリンター等不要な機器の削減により経費の削減に努めます。
- ② 公用車の一元管理の徹底により稼働状況を確認し、業務に必要な車両を適正に配備するほか、同一車種の購入やリースにより車両購入費や維持管理費用の削減に努

めます。

- ③ 環境性能に優れた安価で安定的な電力供給先を選定し、光熱水費の節約に努めます。
- ④ 知識及び技術において専門性を要するために委託先が限られる施設設備等の点検等経常的な委託業務については、長期継続契約により事務手続及び費用の削減を図ります。

(4) 公営企業等の経営健全化

- ① 平成29年から10年間の計画である簡易水道事業経営戦略の見直しを進めるとともに、老朽化する施設の改修及び統合に向けて、長期計画をもって効果的に進めます。また、施設の適切な管理について、委託及び直営を含め総合的に判断します。
- ② 簡易水道事業の公営企業会計移行に伴い、健全な運営を進めるとともに、人口減少に伴い減少する料金収入と施設更新計画等事業運営を考慮しつつ、水道料金の見直しを検討します。

(5) 第3セクター等の見直し

- ① 質の高いサービスと良好な経営を図るため、それぞれの経営状況を把握し、老朽化する施設の維持管理を考慮しつつ、将来に向けた経営体制の見直しを行います。
- ② 行政は出資するだけでなく、経営に対する適切なチェックを行うとともに、経営状況等について、わかりやすい情報公開に努めます。
- ③ 道の駅温泉の跡地利用について意見交換をしながら利活用方法を検討します。

(6) 公共施設の統合・管理等

- ① 公共施設の長寿命化と維持管理経費抑制のため計画的な修繕を実施します。
- ② 保育園、小学校、中学校の統廃合、再編後の廃校舎・園舎及び遊休施設の再利用、売却、取壊し等の活用方法については、地域の実情を踏まえつつ早い段階から横断的に検討します。
- ③ 一般社団法人スポーツリンク白川へ管理委託する社会体育施設を再検討するとともに、地域、関係団体の意見を聴取しながら、各社会体育施設の存続、廃止について検討します。
- ④ 庁舎移転後の現庁舎の利活用について検討し、有効利用を図ります。
- ⑤ 町営住宅・教職員住宅の効率的な活用・相互利用について検討するとともに、築年数を重ねた施設の資産価値にあわせた家賃等の見直しを行います。

4. 行政運営改革

高まる高齢化率・減る出生数、人口減少が続く中、行政は標準的な行政サービスをいかに維持し、適切に提供していくかに注力していかざるを得ないと考えられることから、地域における共助による支え合いの必要性が高まるとともに、地域で主体に活動する組織の形成及び持続的な運営がさらに求められていくことが見込まれます。元気なまちづくりを進めるためには、住民参加が欠かせません。「地域が自ら考え、自ら取り組む」、地域の知恵とあらゆる力を結集して、地域の活力を維持する必要があります。このために新しい人の流れをつくり、地域外の人々が地域の人々と継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大が重要です。関係人口は、地域を支える担い手の確保そのものであり、将来的な移住者の増加につながることも期待できます。関係人口創出のための施策に積極的に取り組むとともに、誰もが活躍する地域社会の推進に努めます。

また、住民参加を促し、関係人口を創出するため、あらゆる情報媒体を活用して情報発信と情報の共有に努めます。

一方、職員も、役場での異動に関係なく継続的に地域活動に関わり、地域の担い手として活躍することがますます求められる時代となっています。地域活動を通じ、職員自身のスキルアップ、町民をはじめ携わる人々との人間関係の広がり、地域貢献を好循環させるために、職員の副業、兼業に関する基準の設定等の対応が必要となります。国の助言等を参考に制度化の研究を進め、「民のための官」「民とともに歩む官」を増やし、まずは職員が、そして全ての町民が地域でそれぞれの役割を果たす「全町民総当事者」のまちづくりをめざしていきます。

(1) 内部評価制度等の検討

- ① 行政改革の進捗状況等についてホームページで公開するとともに、デジタルフォームの活用やパブリックコメントの実施により町民の意見聴取に努めます。
- ② 人事評価においては、業務に限らず地域活動やボランティアなど他の模範となる活動も加味し、モチベーション（動機付け）のアップとやる気を醸成します。

(2) 情報公開の推進と情報の共有化

- ① SNS、情報配信システム「すぐメール」¹⁰を利用した各種情報提供やホームページ掲載内容の充実及び情報の鮮度を高め、閲覧者にとって有意な情報提供に努めるとともに、情報の双方向化が可能な分野についてその手法等の研究を進めます。
- ② 移住・定住の推進を図るため、子育て世代に対して行っている手厚い行政サービスなどをわかりやすくまとめPRします。

¹⁰ 情報配信システム「すぐメール」：自治体から発信する情報を登録している全ての人へ、メール・LINEの複数のメディアへの一斉配信、気象情報と連携した自動配信、地域の生活情報やイベント情報などのほか、各携帯キャリアへの緊急速報メールの配信も可能なシステムです。

- ③ ホームページを活用するなど、町民等が町の行う補助・助成事業に関する情報を即時に得られる体制やシステムの構築を進めます。

(3) 協働推進体制の充実・定住化の促進

- ① デジタル技術を用いた意見聴取の機会が増える一方で、町民との協働の機運を醸成するため、必要に応じて直接対話の機会を増やし、町民の求める行政サービスの内容の把握に努めます。
- ② 新築・リフォーム支援等の各種施策により定住の推進、移住促進、空き家の活用を図ります。
- ③ 大学や企業との産官学の連携により、若い世代の情報発信能力や発想力及び企業の知恵と技術を活用した活性化策など、地域の課題解決に向けた各種施策を検討するとともに、関係人口の増加につなげます。
- ④ 田舎暮らし応援隊や副業人材等の活用、定期的な専門家派遣による支援を進め農業施策の活性化を図るとともに、林業担い手協議会による担い手育成を推進します。
- ⑤ 地域おこし協力隊の新しい発想と行動力を支援し、新たな活性化策を研究するとともに、林業分野に携わる協力隊員を募集し担い手としての育成を図り定住を促します。
- ⑥ 行政と町民の役割分担を見直し、地域でできることは地域で自主的に行うという「地域の自己決定・自己責任」の考え方の浸透を図り、住民自治の強化をめざします。
- ⑦ 地域振興券に替わるデジタル地域通貨の導入により、商工会、美濃白川カード会と三位一体となった取組みで町内の消費行動を促進するとともに、行政ポイント等の付加価値を検討し、さらなる消費を喚起します。

5. 職員の意識改革

職員数を年々減少させてきたこともあり、職員には今まで以上に資質の向上が求められ、高い法制能力や高度なコミュニケーション能力が求められています。組織を活性化させるためには、「元気」な職員が必要となります。質の高い人材を確保するとともに、研修参加の機会を増やし、一層の能力開発を目指します。また、能力の高い職員、やる気のある職員などを総合的に評価し、モチベーションを上げる制度への移行を進めるほか、評価の本人へのフィードバック（本人に情報を知らせ「気づき」を提供）を徹底し、職員のまちづくりに対する意識の喚起を図ります。

(1) 職員の能力開発及び資質の向上

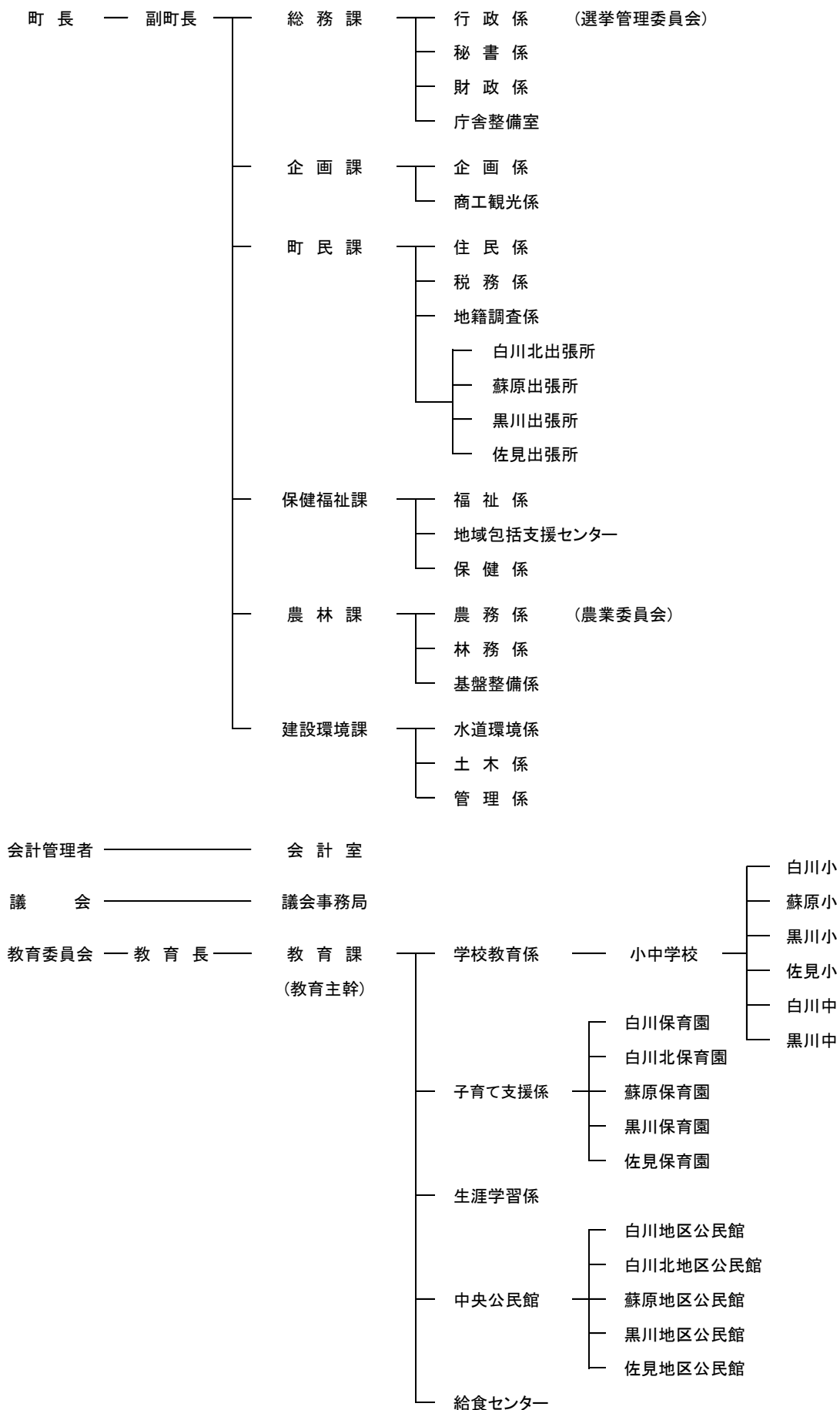
- ① 職員育成のため積極的な研修参加機会をつくり能力開発に努めるとともに、職員全体の研修会の開催機会を増やし、課題の共有と職員の地域づくりに対する意識を醸成します。
- ② 職員提案制度の充実を図り、業務改善の提案などを常時受け付けるほか、町政全般についての政策提案ができる体制（デジタルフォームの活用等）を整備します。
- ③ 優れた職員を獲得するため従来の採用慣習にとらわれることなく職員採用方法の見直しを進めます。また、本人の意欲に基づいたスペシャリストの育成、採用に努めます。
- ④ 女性管理職の登用、若手・中堅職員の積極的な登用を図ります。
- ⑤ 町が職員の技術免許等の取得をサポートする体制づくりを進めるほか、役職に関係なく評価しあう仕組みや、資格の有無により大きく業績を上げている職員について評価する制度を確立します。

(2) 目標意識の徹底

- ① 政策的事業については、具体的な目標を設定し、課長会議において進捗状況进行评估します。
- ② 人事評価制度においては目標管理制度を浸透させ、本人へのフィードバックを徹底し、職員に「気づき」を提供し自覚を促すことで組織の活性化をめざします。

白川町行政機構

【令和6年4月1日現在】



施設管理の状況

施設 の 名 称	管理の状況	現在の委託先
中央公民館	直営	
蘇原地区公民館		
白川北地区公民館(活性化施設併設)		
黒川地区公民館(改善センター併設)		
佐見地区公民館(農林漁家施設併設)		
美濃白川楽集館	指定管理者(管理・運営)	一般社団法人美濃白川楽集館
黒川いこいの家	直営	
美濃白川生活文化資料館	指定管理者(管理・運営)	美濃白川ふるさと体験村管理組合
白川口運動場	直営(業務委託あり)	(運営委員会)
和泉運動場		
中川運動場		
三川運動場		
笹平運動場		
東黒川運動場		
中黒川運動場		
西黒川運動場		
佐見運動場		
下佐見運動場		
和泉体育館		
切井体育館		
佐見体育館		
清流国体記念公園(大野台パーク)		
油井運動場		
切井運動場		
白川保育園	直営	
白川北保育園		
蘇原保育園		
黒川保育園		
佐見保育園		
こども発達支援教室	指定管理者(管理・運営)	白川町社会福祉協議会
さわやか白楽園デイサービスセンター	指定管理者(管理・運営)	白川町社会福祉協議会
黒川デイサービスセンター気楽園	指定管理者(管理・運営)	白川町社会福祉協議会
佐見デイサービスセンターせせらぎ園	指定管理者(管理・運営)	白川町社会福祉協議会
福祉センターさわやか白楽園	指定管理者(管理・運営)	白川町社会福祉協議会
福祉センター気楽園		
保健センター	直営	
白川斎場	直営(業務委託)	(典靈)
農村環境改善センター(公民館併設)	直営	
農林漁家婦人活動促進施設(公民館併設)	直営	
白川北活性化施設(公民館併設)	直営	
林業センター	管理委託	白川町森林組合
佐見むつみ会館	直営(業務委託あり)鍵管理・清掃のみ	
特産物生産技術伝習所	直営(管理運営委託)	(茶業振興会)
クオーレふれあいの里	指定管理者(管理・運営)	株式会社美濃白川クオーレの里
せせらぎの里美濃白川ふるさと体験村	指定管理者(管理・運営)	美濃白川ふるさと体験村管理組合
さわやか広場「みかわドーム」	指定管理者(管理)	一般社団法人スポーツリンク白川
飛騨美濃特産名人の館 茶・ちゃ・チャ	直営	
新規就農者研修施設 鱒淵団地	直営	
農園付きコテージ 中屋団地	指定管理者(管理・運営)	一般社団法人 白川町移住交流サポートセンター
農園付きコテージ 須崎団地		
農園付きコテージ 柳島団地		
農園付きコテージ 久室団地		
農園付きコテージ 鱒淵団地		
複合型拠点施設よいいち	直営(管理運営委託)	(管理運営委員会)
黒川農業研修交流施設	直営(管理運営委託)	(管理人)
新白川温泉施設	指定管理者(管理・運営)	有限会社白川町農業開発
白川射撃場	指定管理者(管理・運営)	白川町猟友会



第7次白川町行財政改革

白川町役場

総務課 秘書係

岐阜県加茂郡白川町河岐7 1 5

電話(0574)72-1311